

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公開番号】特開2018-207040(P2018-207040A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-113543(P2017-113543)

【国際特許分類】

H 05 K 7/20 (2006.01)

H 05 K 9/00 (2006.01)

H 01 L 23/00 (2006.01)

H 01 L 23/36 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/20 F

H 05 K 7/20 B

H 05 K 9/00 U

H 01 L 23/00 C

H 01 L 23/36 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子部品の周囲に設けられ、上部に接触部を有する金属製の枠体と、

天板と、前記天板の周縁の全周に沿って設けられた溝部と、前記天板とほぼ直角に設けられた側板とを備えた金属製の蓋体とを有し、

前記蓋体が前記枠体と係合したときに、前記側板は前記枠体の外側に位置し、かつ前記溝部が形成された部位の前記蓋体の面は前記接触部と接触するシールドケース。

【請求項2】

前記枠体は係合部の一方を有し、

前記蓋体の前記側板は前記係合部の他方を有し、

前記蓋体が前記枠体に係合したときに、前記係合部の一方と前記係合部の他方が係合する請求項1に記載のシールドケース。

【請求項3】

前記係合部の一方は突起部であり、前記係合部の他方は穴部または凹部からなる請求項2に記載のシールドケース。

【請求項4】

前記係合部の一方は穴部又は凹部からなり、前記係合部の他方は突起部からなる請求項2に記載のシールドケース。

【請求項5】

前記電子部品と前記蓋体との間に設けられ、弾性力を有する熱伝達部材をさらに有する請求項1記載のシールドケース。

【請求項6】

前記蓋体が前記枠体に係合する際に、前記蓋体は、前記熱伝達部材を圧縮した状態で、

前記枠体と係合する請求項 5 に記載のシールドケース。

【請求項 7】

前記蓋体は、前記熱伝達部材と前記接触部によって決められた位置で、前記枠体と係合する請求項 5 に記載のシールドケース。

【請求項 8】

基板と、

前記基板に載置された電子部品の周囲に設けられる金属製の枠体と、

前記枠体に嵌め合わされ、上面の外周縁に沿って設けられた溝部を有する金属製の蓋体と、

前記電子部品と前記蓋体との間に設けられ、弾性力を有する熱伝達部材と、を備え、

前記蓋体が前記枠体と係合したときに、前記蓋体の溝部が、前記枠体の上部に設けられた溝部当接部に接するとともに、前記熱伝達部材が圧縮された状態で前記蓋体が前記枠体と係合するシールドケース。

【請求項 9】

前記熱伝達部材及び前記溝部当接部によって、前記蓋体と前記枠体との嵌合位置が設計上の位置に設定され、前記電子部品からの電磁ノイズがシールドされるものである請求項 8 記載のシールドケース。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

—実施形態によれば、シールドケースは、金属製の枠体と、金属製の蓋対とを有する。枠体は、電子部品の周囲に設けられ、上部に接触部を有する。蓋体は、天板と、前記天板の周縁の全周に沿って設けられた溝部と、前記天板とほぼ直角に設けられた側板とを備える。前記蓋体が前記枠体と係合したときに、前記側板は前記枠体の外側に位置し、かつ前記溝部が形成された部位の前記蓋体の面は前記接触部と接触する。